

身寄りがない方の入院・入所に関するガイドライン

＜東大和版＞

令和7年12月 追記 P7：届出資格者

令和7年5月 作成

東大和武蔵村山社会福祉士会

<目次>

1. ガイドラインの目的	1
2. 身元保証に関する現状と課題	1
3. ガイドラインの基本的な考え方	1
(1) ガイドラインの対象者	1
(2) 身元保証等の範囲	1
(3) 本人の意思・意向の確認と尊重	2
4. 医療機関や施設における身寄りがない方への対応	2
(1) 緊急連絡先に関する事	2
(2) 入院費・施設利用料等に関する事	3
(3) 退院・退所支援に関する事	4
(4) 入院計画書やケアプランの同意に関する事	5
(5) 入院・入所中に必要な物品の準備・購入に関する事	5
(6) 医療行為の同意に関する事	6
(7) 遺体・遺品の引取り・葬儀等に関する事	6
5. 関係機関窓口一覧	8
6. おわりに	8

<資料編>

1. 成年後見制度について	9
2. 福祉サービス利用援助事業について	9
3. あんしん東大和権利擁護支援検討会議について	10
4. 生活困窮者自立支援事業について	10
5. 用語の説明	11
6. 関係法令	12
7. 各種ガイドラインおよび報告書	13
8. 策定にあたりご協力いただいた関係機関等	13
9. 支援シートの活用	14

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療や介護の現場において求められる「身元保証」について、東大和市における共通のルールや定義、具体的な対応方法等の指針を示すもので、これにより、関係者間での理解を深め、必要な医療や介護サービスを円滑に提供できる環境を整備することを目的としています。また、身寄りのない方の権利を守るとともに、支援に携わる医療機関や介護事業者等の負担軽減にも寄与することを目指しています。

2. 身元保証に関する現状と課題

医療や介護の現場では、身元保証人や身元引受人といった「保証人」の存在が求められる場面が多くあります。しかし、その内容や要件は病院や施設ごとに異なり、統一された基準や運用が存在しないのが現状です。

従来、多くの医療機関では、家族などの存在を前提に、判断能力が不十分な方の手術などについて家族の同意を求めたり、入院費の支払い、緊急時の連絡役などの役割を担う「身元保証」を要件としてきました。しかし、近年では人間関係の希薄化や地域で孤立する方の増加により、身元保証を担う家族や知人がいないケースが増加しています。

こうした社会的背景を受け、身元保証に関する課題を把握するために実施したアンケート調査やヒアリングの結果、以下の事項が課題として浮き彫りになりました。

<検討すべき課題>

- ① 緊急連絡先の確認について
- ② 入院費・施設利用料の支払い代行について
- ③ 生存中の退院・退所の際の居室等の明渡しや、退院・退所支援について
- ④ 入院計画書やケアプランの同意について
- ⑤ 入院・入所中に必要な物品の準備・購入について
- ⑥ 手術や検査・予防接種等の医療行為の同意について
- ⑦ 遺体・遺品の引取り・葬儀等について

3. ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象者

本ガイドラインで示す支援方法の対象者となる身寄りがいない方は、次の3つの場合とします。

- ① 身寄りのない独居の方
- ② 家族支援が受けられない方
- ③ 本人の意志で身寄りに頼りたくない方

(2) 身元保証等の範囲

本ガイドラインにおける「身元保証等」は、病院の入退院や施設への入退所に関するものを対象とし、民法上の「保証人・連帯保証人」や雇用契約上の「身元保証」は対象外とします。

(3) 本人の意思・意向の確認と尊重

支援の基本は、本人の意思の尊重に基づいて行うことです。以下の点に留意しながら対応を行います。

• 意思尊重の基本方針

本人が普段十分な判断能力を有している場合でも、病気や緊急事態で一時的に意思決定能力が低下した際には、安心できる環境を整え、本人の意思を尊重し支援を行います。

• 判断能力が不十分な場合の対応

認知症などにより判断能力が一部不十分な場合でも、本人には意思や意向があることを前提とし、できる限り確認し尊重することが原則です。

• 意思決定支援の基準

現時点で意思決定支援に関する明確な法律上の基準はありませんが、各領域のガイドライン（13ページ参照）には以下が共通しています。

- 本人が意思決定の主体であること
- 支援の前提として「環境整備」「チームによる支援」「適切な情報提供」が重要

• チームによる支援

支援者個人の判断ではなく、複数の支援者が連携し、本人の情報を共有しながら意思確認と支援を進めることが重要です。

4. 医療機関や施設における身寄りがない方への対応

(1) 緊急連絡先に関すること

① 本人の判断能力が十分な場合

- 親族や友人、知人の有無を確認し、本人の意向を尊重して緊急連絡先を設定します。

② 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

- 後見人等が緊急連絡先となります。

③ 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

- 親族や友人、知人の有無を確認し、本人の意向を尊重して緊急連絡先を設定します。

<緊急連絡先が確保できない場合>

1. 高齢者の場合

- 地域福祉課（高齢者支援係）または高齢者ほっと支援センターに相談してください。

2. 障害者の場合

- 障害福祉課に相談してください。

3. 生活保護受給者の場合

- 生活福祉課に相談してください。

4. 経済的に困窮する恐れがある場合

- 生活困窮者自立支援制度の窓口である 東大和市暮らし・しごと応援センター「そえる」に相談してください。

(2) 入院費・施設利用料等に関すること

① 本人の判断能力が十分な場合

- ・入院費や施設利用料の支払いが可能な場合、原則として本人が支払います。

② 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

- ・後見人等が支払いを代行します。ただし、保佐・補助・任意後見の場合、代理権の範囲によっては代行できない場合があります。
- ・後見人等は、本人の資産の範囲内で支払いを行います。
- ・なお、後見人等が入院費や施設利用料の保証人となり、債務を保証することはできません。

③ 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

- ・本人に対し、普段どのように金銭の出し入れや管理をしていたかを聞き取り、金銭管理を補助していた人がいる場合は、本人の意向を確認したうえでその人に連絡を取ります。

<金銭管理を補助する人もいない場合>

1. 高齢者の場合

- ・地域福祉課（高齢者支援係）または高齢者ほっと支援センターに相談してください。

2. 障害者の場合

- ・障害福祉課に相談してください。

3. 必要に応じて

- ・成年後見制度または生活困窮者自立支援制度の利用を検討してください。

<参考> 入院費の未払いを防ぐために

・本人の医療保険証等の確認

本人の資格確認書またはマイナ保険証（資格情報のお知らせ）、限度額適用・標準負担額減額認定証、（以下「医療保険証等」と言う）を確認します。

【医療保険証等がある場合】

① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合

・資格確認書の場合

- ・資格確認書の有効期限を確認し、限度額適用認定証などの申請手続きを行います。

② 国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険の場合

- ・加入している医療保険の窓口で詳細を確認してください。

【医療保険証等がない場合】

以下の手続や支援が必要です。

- ・資格確認書の発行の手続
- ・医療保険の加入支援

- 生活困窮者自立支援制度の利用
- 生活保護の申請

(3) 退院・退所支援に関すること

① 本人の判断能力が十分な場合

- 退院・退所先や生活の相談

本人と退院・退所先やその後の生活について相談します。その際、以下の関係者や契約の有無を確認します。

- 高齢者の場合：ケアマネジャー
- 障害者の場合：相談支援専門員
- 任意後見契約
- 高齢者等終身サポート事業者との契約

- 関係者がいる場合や契約がある場合は、入院前に関わりのあった専門職等と協力し、本人の意思を尊重しながら退院先の選択や手続を分担します。
- 関係者がいない場合は新たに本人をサポートするチーム作りが必要となるので、関係機関と調整します。

② 判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

本人の意向を確認の上、後見人等と相談します。居室の原状回復費用など、金銭面の支払いは本人の資産範囲内で後見人等が対応します。

③ 判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

- 成年後見制度の利用準備

退院支援にあたって、成年後見制度の相談窓口と連携し、利用を検討します。

- 確認事項

医療ソーシャルワーカーや施設相談員は以下の関係者や契約の有無を確認します。

- 高齢者の場合：ケアマネジャー
- 障害者の場合：相談支援専門員
- 任意後見契約
- 高齢者等終身サポート事業者との契約

- 関係者の有無による対応

- 関係者がいる場合や契約がある場合は、入院前に関わりのあった専門職等と協力し、本人の意思を尊重しながら退院先の選択や手続を分担します。
- 関係者がいない場合は新たに本人をサポートするチーム作りが必要となるので、関係機関と調整します。

(4) 入院計画書やケアプランの同意に関すること

① 本人の判断能力が十分な場合

- 本人が理解できるように、わかりやすい説明をします。
- 本人以外に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認した上で情報提供を行います。

② 判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

- 本人が理解できるように、わかりやすい説明をします。
- 本人以外に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認した上で情報提供を行います。
- 後見人等への説明
 - ・ 診療契約の代理権を持つ後見人等にも内容を説明します。
 - ・ ただし、保佐・補助・任意後見の場合は、代理権の範囲によって診療契約ができない場合があります。

③ 判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

- 本人が理解できるように、わかりやすい説明をします。
- 緊急連絡先の人など、本人以外に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認した上で情報提供を行います。
- 本人が説明を理解できない場合
 - ・ 判断能力が著しく低下しており、説明を理解できないと認められる場合は、家族等への説明を行います。
 - ・ 家族等がない場合は、本人への説明を試みた上で、その事実をカルテに記載する事で対応します。

(5) 入院・入所中に必要な物品の準備・購入に関すること

① 本人の判断能力が十分な場合

- 本人の意向を確認した上で、必要な物品の準備・購入ができない方の場合
 - ・ 緊急連絡先や身近な存在がいる場合は、物品の準備・購入を行ってくれるか相談します。
 - ・ 身近な存在がいない場合は、病衣やタオル、洗面用具などの日用品を手配してくれる有償のサービスを契約できるよう援助します。

② 判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

- 本人の意向を確認した上で、後見人等に相談します。
- 後見人等の役割について
 - ・ 後見人等には、病衣やタオル、洗面用具などの物品の準備・購入といった事実行為を行う義務はありません。
 - ・ ただし、これらを手配してくれる有償のサービスとの契約は後見人の業務に含まれるため、活用を検討してもらいます。
 - ・ 身上保護や財産管理業務の一連の流れの中で、事実行為も行わざるを得ない場合もありますので、具体的な内容については、後見人等に相談してみましょう。

③ 判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

- 本人の意向を確認した上で、以下の対応を行います。

- ・必要な物物品の準備・購入ができない場合、緊急連絡先や身近な存在がいるときは、物品の準備・購入を行ってくれるか相談します。
- ・身近な存在がない場合は、本人にわかるよう丁寧に説明し、病衣やタオル、洗面用具などの日用品を手配してくれる有償のサービスを契約できるよう援助します。
- ・本人の意思が確認できず、有償のサービスの契約ができない場合は、成年後見制度の利用を検討します。

(6) 医療行為の同意に関すること

- ・医療行為（例：手術や予防接種）に同意が必要な理由：
 - ・法的理由：手術などの医的侵襲行為は、患者の承諾なしでは傷害罪等に該当する可能性があるため。
 - ・リスク回避：損害賠償等のリスクを避けるため。
- ・医療行為の同意権：
 - ・患者本人が持つ一身専属的な権利と考えられています。
 - ・家族の同意：医療現場では家族が同意するケースが多いが、法律上の明確な根拠はありません。
- ・成年後見人等や福祉施設職員、ケアマネジャーは医療行為の同意権を持たないが、以下のような形でサポートは可能です。
 - ・本人の元気な時の指示や日記、過去の出来事などから意思を推測し、担当医が最善の治療を行いやすくなるような情報を提供します。

① 本人に医療行為の同意能力がある場合

- ・医師に対し、本人の同意に基づいて医療行為を行うよう依頼します。

② 本人に医療行為の同意能力がない場合

- ・本人の意思を推定できる家族がいる場合：
 - ・その意思を尊重し、患者にとって最善の治療方針を慎重に判断します。
- ・本人の意思を推定できる家族がない場合：
 - ・医療・ケアチームが、患者にとって最善の治療方針を慎重に判断します。
 - ・判断に至るプロセスを記録しておきます。

(7) 遺体・遺品の引取り・葬儀等に関すること

① 死亡届の届出

- ・福祉施設で死亡の場合：施設長が届出義務者。
- ・病院で死亡の場合：病院長が届出義務者。
- ・成年後見制度利用者：後見人等も届出資格者に該当（戸籍法 86 条）。

<届出義務者の順位>

- 1.同居の親族

2. その他の同居者

3. 家主、地主、家屋または土地の管理人

<届出資格者>

- 同居していない親族
- 後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者（令和7年12月追記）

② 遺体・遺品の引取りおよび葬儀

<1> 成年後見制度を利用している場合

- 遺体・遺品の引取り：
 - 後見人等は遺体・遺品の引取り義務はありません。
 - ただし、親族が引取りを拒否または不可能な場合、以下の法律に基づき対応する可能性があります。
 - 応急処分義務（民法 874 条、654 条）
 - 事務管理（民法 697 条）

<後見人が対応できる死後事務の例>

1. 相続財産の保存に必要な行為。
2. 弁済期が到来した債務の弁済（例：施設利用料、医療費、公共料金）。
3. 遺体の火葬・埋葬契約の締結など。

<死後事務を行うための要件>

1. 成年後見人が死後事務を行う必要があること。
2. 相続人が相続財産を管理できない状態であること。
3. 相続人の意思に反しないこと。
4. 家庭裁判所の許可（火葬・埋葬契約を行う場合）。

※ 補助人や保佐人も急迫の事情があれば同様の死後事務を行える場合があります。

<2> 成年後見制度を利用していない場合

- 身寄りがない場合、市区町村が対応するので**生活福祉課**に連絡します。

<市町村の対応内容>

1. 遺体の引取り、火葬、埋葬。
2. 遺留金品の預かりと火葬費用への充当。
3. 官報公告による遺族の探索（行旅死亡人の場合）。
4. 火葬費用の請求。

※ 相続財産がある場合：家庭裁判所が【相続財産管理人】を選任します。

5. 関係機関窓口一覧

- (1) 生活保護関連 ⇒ **東大和市生活福祉課**
- (2) 身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ **東大和市生活福祉課**
- (3) 介護保険の相談・受付について ⇒ **東大和市介護保険課**または**各地区の高齢者ほっと支援センター**（地域包括支援センター）
- (4) 高齢者福祉サービスについて ⇒ **東大和市地域福祉課**（高齢者支援係）または**各地区の高齢者ほっと支援センター**（地域包括支援センター）
- (5) 障害者福祉サービスについて ⇒ **東大和市障害福祉課**
- (6) 国民健康保険・後期高齢者医療制度について ⇒ **東大和市保険年金課**
- (7) 成年後見制度について ⇒ **東大和市社会福祉協議会 あんしん東大和**
- (8) 生活困窮者自立支援制度について ⇒ **東大和市暮らし・しごと応援センター「そえる」**

6. おわりに

身寄りがないことで生じる問題は多岐にわたり、それぞれの背景や事情に応じた対応が必要です。本ガイドラインがすべてを解決するわけではありませんが、関係機関が力を合わせ、知恵を出し合いながら個別対応する際の支援ツールとして活用いただければ幸いです。

また、支援に際し、特に重要なのは「チームによる支援」と「本人の意思決定を支援する視点」です。本人を中心に置き、その自己決定を尊重する姿勢を徹底することで、真に本人の意思に基づいた支援が可能となり、本ガイドラインの目的である権利擁護にもつながります。

今後は、本ガイドラインをきっかけに、それぞれの組織の実情に即したマニュアルの整備や、支援のネットワークの強化など、多くの関係機関で活用され、身寄りのない人でも安心して暮らせる地域となることを期待しております。

身寄りがない方の入院・入所に関するガイドライン <東大和版>

令和7年5月作成

作成：東大和武蔵村山社会福祉士会

連絡先：hymmcs@gmail.com

<資料編>

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるよう、権利を守り法的支援を提供する制度です。制度には以下の2種類があります。

- **法定後見制度**：判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。
- **任意後見制度**：将来に備えて、支援者や支援内容をあらかじめ契約で決める制度
(公正証書が必要)。

(2) 法定後見制度の申立て手続

1. **申立て準備**：必要書類の用意、成年後見人等の候補者を決定。
2. **申立て**：家庭裁判所に申立てを行う。
3. **審理**：裁判所が確認や調査を実施。
4. **審判**：成年後見人等が決定。
5. **登記**：成年後見人等が法務局に登録され業務開始。

※審理期間は事案によって異なりますが、簡易な案件で1~2か月程度。

(3) 市長申立て制度

親族による申立てが困難な場合に、市区町村長が代わりに申立てを行う制度です。主な対象は、支援を得られない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者です。

- **根拠法令**：老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法。
- **手続の流れ**：親族がいない、関わりを拒否している、または虐待等により親族申立てが不適当と判断された場合、**地域福祉課**(高齢者支援係)等が申立ての準備を進めます。

2. 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)について

<目的>

東大和市社会福祉協議会では、認知症高齢者の障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方々が、地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かりなどの支援を行っています。

<基本サービス>

- **福祉サービスの利用援助**：福祉サービスの利用方法や手続に関する相談をし、利用料の支払いなどをサポート。
 - ・福祉サービスの情報提供・助言
 - ・サービス利用時や変更時の手続
 - ・福祉サービス利用料の支払い手続
 - ・苦情解決制度の利用手続

<オプションサービス>

- **日常的金銭管理サービス**：預貯金の払戻し、公共料金の支払いなど、日常生活に必要な金銭管理をサポート。
 - ・ 年金や福祉手当の受け取り手続
 - ・ 税金、社会保険料、公共料金、家賃などの支払い
 - ・ 預貯金の払戻し・預入れ
 - ・ 通帳や銀行印の預かりサービスも可能
- **書類等預かりサービス**：日常的に使用しない重要書類を保管。
 - ・ 例：年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印、銀行印
 - ・ 頻繁に出し入れが必要なものや期日管理が必要なものは預かりません。

<利用料金>

- **福祉サービスの利用援助**：1回1時間まで1,700円（1時間超過後30分毎に850円追加）
 - **日常的金銭管理サービス**：
 - ・ 通帳を本人が保管：1回1時間まで1,700円（1時間超過後30分毎に850円追加）
 - ・ 通帳を預かる場合：1回1時間まで3,000円（1時間超過後30分毎に850円追加）
 - **書類等の預かりサービス**：1ヶ月1,000円
- ※詳細は**東大和市社会福祉協議会 あんしん東大和**に確認してください。

3. あんしん東大和権利擁護支援検討会議（成年後見活用あんしん生活創造事業）について

<目的>

東大和市社会福祉協議会では、支援者・後見人等が権利擁護に関する疑問や不安を相談できる会議体を設置しています。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員が協力し、本人の権利擁護をサポートします。

<主な検討事項>

- ご本人の状態に応じた権利擁護支援の方針
- ご本人に適した成年後見制度の利用
- 援助困難なケースの対応

<開催日>

- 毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分（祝日などで変更あり）。
- ※詳細は**東大和市社会福祉協議会 あんしん東大和**に確認してください。

4. 生活困窮者自立支援事業について

東大和市暮らし・しごと応援センター「そえる」では、生活全般にわたって、お困りごとに関する相談をお受けしています。経済的な問題とあわせて、精神的な問題、家庭の問題など様々なご相談に対して、専門の支援員が相談をお受けします。

5. 用語の説明

<身上保護>

成年後見人等は、本人の生活や健康を守り、安心して生活できるように福祉サービスの手配や契約を行い、契約内容が確実に実行されているかを監視します。場合によっては、契約相手に改善を求めることもあります。

- 福祉サービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- 家賃の支払いや契約更新
- 治療・入院等に対する契約や費用の支払い

<財産管理等>

成年後見人等は本人に代わって財産を管理し、必要に応じて処分も行います。日常的な金銭管理から不動産等の処分まで多岐にわたる業務が含まれます。

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支管理（預貯金、公共料金や税金の支払い等）
- 不動産の管理・処分（居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要）
- 遺産相続の手続

<事実行為>

介護や買い物、退院時の付き添いなどは「事実行為」と呼ばれ、成年後見人等の職務範囲ではありませんが、必要に応じてこれらのサービスを手配することは業務に含まれます。

<医療行為の同意>（医療における患者の自己決定権）

医療行為は病気や怪我の治療に関するものであり、患者には十分な情報を得た上で、自己の意思に基づいて医療行為を選択・同意・拒否する権利があります。この権利は本人に専属的に帰属し、他者による代理行為は認められません。

<保証人及び連帯保証人>

- **保証人:** 主たる債務者が債務を履行しない場合、保証人が履行責任を負いますが、債権者はまず主たる債務者に請求することが求められます。
- **連帯保証人:** 債権者は連帯保証人に直接請求することができ、保証人よりも責任が重くなります。

<身元保証人>

雇用契約などで使われ、本人の行為によって損害が発生した場合、身元保証人がその損害を担保します。

<身元引受人>

「身元引受人」という法的用語はありませんが、施設等を退所する際に「身柄を引受ける責任を有する人」を指す場合があります。

<高齢者等終身サポート事業者>

住居・病院・施設等で必要となる身元保証人を業務として提供する事業者です。財産管理委任契約や金銭管理契約、死後事務委任契約なども引受ける場合があります。

※詳細は「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をご確認ください。

<財産管理委任契約・金銭管理契約>

自身の財産や日常的な金銭管理を他人に任せる契約で、高齢者等終身サポート事業者や一部の専門家が引受ける場合があります。

<死後事務委任契約>

葬儀、火葬、埋葬、日常生活に関する債務の支払いなど、死後の事務を他人に任せる契約です。高齢者等終身サポート事業者や一部の専門家が引受けます。

6. 関係法令

<医療機関の関係法令>

1. 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）

- ・ **第十九条**: 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合、正当な理由がなければ拒否してはならない。

2. 身元保証人がいないことによる入院拒否に関する通知

（平成 30 年 4 月 27 日 厚生労働省 医政局医事課長通知）

- ・ **医師法第 19 条第 1 項**: 「正当な理由」とは、医師の不在や病気などで診療が実質的に不可能な場合に限定され、身元保証人がいないことのみで入院を拒否することは医師法第 19 条に抵触する。

<介護施設の関係法令>

1. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 11 年 厚生省令第 39 号）

- ・ **第四条之二**: 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない。

2. 厚生労働省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 28 年 3 月 7 日）

- ・ **介護保険施設における保証人等の取扱いについて**: 介護保険施設の法令では、身元保証人を求める規定はなく、身元保証人がいないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

7. 各種ガイドラインおよび報告書

- (1) 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（概要）
<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2020/pdf/PG18.pdf>
- (2) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>
- (3) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>
- (4) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>
- (5) 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>
- (6) 高齢者の身元保証に関する調査結果報告書
第1章 https://www.soumu.go.jp/main_content/000803631.pdf
第2章 https://www.soumu.go.jp/main_content/000803633.pdf
- (7) 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン
<https://www.moj.go.jp/content/001420018.pdf>
- (8) 身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き（改訂版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001150841.pdf>

8. 策定にあたりご協力いただいた関係機関等

- ・ 東大和市役所
- ・ 東大和市社会福祉協議会
- ・ 東大和市暮らし・しごと応援センター「そえる」
- ・ ガイドライン作成にあたりアンケートにご協力いただいた入院・入所施設

9. 支援シートの活用

身寄りのない方を支援する時に使用するシートを作成しました。関係者で分担して記入してご利用ください。（14 ページ掲載）